

前橋市監査委員公表第22号

前橋市長から工事監査の結果に対する措置について通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和5年12月25日

前橋市監査委員	根 岸 隆 夫
同	長 岡 敏 夫
同	須 賀 博 史
同	新 井 美咲子

教育委員会事務局工事監査結果に係る措置通知書

監査期間 令和4年7月22日～11月17日

措置通知書提出日 令和5年12月1日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>【監査対象所属：教育施設課】</p> <p>1 改造工事における元請業者の事前調査不足について（指摘事項）</p> <p>大気汚染防止法第18条の15第1項では、元請業者は改造工事が特定工事（石綿を含有する建築材料が使用されている建築物を改造する工事）に該当するか否かの調査を行うとともに、発注者に書面を交付して説明しなければならないとされているが、桂萱東小学校南校舎長寿命化改修ほか建築工事における元請業者が発注者に交付した調査報告書では、日本シーリング材工業会で公表されている石綿含有の調査が必要となるシーリング材を調査対象材料としていなかった。</p> <p>発注者は、元請業者が行う調査について、調査対象材料が不足することなく、確実に調査を実施されることを指導し、適正な工事監理を行うよう改善されたい。</p>	<p>大気汚染防止法における今回の監査結果を踏まえ、工事発注に先立って行う設計業務において、アスベスト定性分析調査に加え、調査が必要となるシーリング材について確実に調査するよう、調査委託費として特別計上し、設計業務委託仕様書兼説明書にも明記した。</p> <p>また、工事発注において元請業者が行う事前調査に先立ち、元請業者に設計業務の成果品である調査報告書を貸与し、事前調査の際、調査対象材料と照合することで、設計業務及び工事発注で行う事前調査の二重チェックを行い、確実にシーリング材の調査を実施した。</p>